

ぶっつけ本番はとっても危険！！



とっつきも大事な事前の記帳点検をしましょう！ 1/20まで

多くの皆様が来館される「決算指導会」期間（本紙1面参照）に入りますと、原則として記帳内容の確認にお時間を取ることができません。また、同「決算指導会」期間中は、記帳点検で来館された場合も費用をご負担いただくことになります。より正確でスムーズな申告を行うためには、事前の記帳点検が必要です。必ず記帳点検を受けて、慌てず安心して決算申告期を迎えましょう！
記帳点検をご希望の際は、事前にお電話の上お越しください。

従業員
専従者

がいる方 年末調整をお忘れなく！【提出期日1月20日（月）】

専従者・従業員への給与をお支払いの方は、源泉所得税の年末調整と7～12月分の支払給与額の報告及び源泉所得税の納付を年内最終の給与支払日以降に行う義務があります。青梅青色申告会では、「年末調整指導会」として、次の通り、年末調整をはじめとする給与関係事務のサポートを行います。

【場 所】 申告会事務局

【対象者】 雇い人への給与や税理士等への報酬の支払いをおこなう個人事業者（源泉税を徴収しない方も含む）

※「給与支払事務所等の開設届出書」を提出した方は、給与の支払いがなかった場合も納付書の提出による報告が必要です！

青色申告会員必携の配布について

令和元年版「青色申告会員必携」を12月1日より配布いたします。ご希望の方は申告会へお越しください。部数は用意しておりますが無くなり次第終了となります。また、配送は行いませんのでご了承ください。



【持ち物】

- ・事業主、専従者、従業員本人のマイナンバー
- ・専従者、従業員ごとの支給内容を記載した「源泉徴収簿」（扶養親族がいる場合はその方のマイナンバーも記載してください）
- ・専従者、従業員に関する以下の情報・書類等
 - ①配偶者、扶養親族の方の生年月日・年収・所得の金額等
 - ②令和元年中に支払った国民健康保険税の総額
 - ③令和元年分国民年金保険料の控除証明書
 - ④生命保険・地震保険の控除証明書
 - ⑤その他必要な資料

※不明な点がございましたら事前に事務局へお問合せください

うつらない、うつさないために

インフルエンザ予防接種

接種料
18歳以上の方 3,900円（税込）

西多摩地域にお住いの
65歳以上の方 2,500円（税込）



受診期間：11月15日～1月末（ワクチンが無くなり次第終了）
受診機関：新町クリニック健康管理センター（青梅市新町3-53-5）
予約方法：青梅青色だより10月号に同封のチラシに必要事項を記入の上、**新町クリニックへFAX(0428-31-1777)** または**お電話(0428-31-5312)**にてお申込みください

マイナンバーの準備をお願いします！

当会にて所得税の決算指導をされている方は、決算時に下記の書類をご準備ください。



マイナンバーカードを
お持ちの方



両面をコピーしたもの

マイナンバーカードを
お持ちでない方



ふたつを並べてコピーしたもの
※上記書類がない場合は申告会にご連絡ください

会費の口座振替のお願い

青色申告会の会費を口座引落に設定されていない方は口座の登録をお願い致します。通帳と銀行印をお持ちください



日曜開館日のお知らせ

12月22日

R2年1月～3月の日曜開館はございません

休館のお知らせ

12月14日（土）、21日（土）
12月27日（金）午後～1月4日（土）
1月11日（土）、21日（火）
3月17日（火）および日曜・祝日



（一社）青梅青色申告会

〒198-0031 青梅市師岡町4-7-25

TEL：0428-23-0108 FAX：0428-22-4788

e-mail：info@ome-aoiro.com

HP：http://www.ome-aoiro.com

受付時間：平日9:00～17:00

土曜9:00～12:00（第二、四土曜除く）

休館：第二、四土曜、日曜（第四除く）、祝日



（一社）青梅青色申告会

あおいろ
だより

VOL.162 - 令和元年12月号 -

「令和元年分 決算指導会」ご予約受付開始のお知らせ

決算・申告シーズンまで間もなくです！青梅青色申告会では、「決算指導会」として、次の日程で会員の皆様の決算書作成・個別サポートをおこなってまいります。直前になりますとご予約が取りづらくなりますので、お早めのご連絡をお願いいたします。

■ 所得税の決算指導会

【日 時】 令和 2年 1月22日（水）～3月16日（月）＜日曜・祝日は休館＞

【時 間】 [平 日] 9～12時 / 13～17時 ＜最終受付16時00分＞

[土 曜 日] 9～12時 ＜最終受付11時15分＞

【指導内容】 帳簿の決算整理、決算書類等作成方法の指導

※帳簿内容の確認はいたしかねますので、必ず事前に記帳点検にお越しください

■ 消費税の決算指導会

【日 時】 令和 2年 3月18日（水）～3月31日（火）＜日曜・祝日は休館＞

【時 間】 [平 日] 9～12時 / 13～17時 [土 曜 日] 9～12時

【指導内容】 消費税の決算書類等作成方法の指導

【費 用】 「決算指導会」期間中は、ご来館された皆様に費用をご負担いただいております
※詳しくは、下欄の「「決算指導会」期間中の費用ご負担について」をご覧ください

【ご 予 約】 予約優先期間中は、原則おひとり1時間のご予約制となります
※当日受付の場合、長時間お待ちいただくことや日を改めていただく場合もございます



令和2年1月22日（水）～3月16日（月）、3月18日（水）～3月31日（火）分

予約受付 令和元年12月11日（水）9時より受付開始

※3月9日（月）～3月16日（月）はご予約を受けずご来館順に承ります

★ご予約・お問合せは青梅青色申告会事務局まで ☎0428-23-0108



「決算指導会」期間中の費用ご負担について ※「決算指導会」期間以外は、原則的に費用のご負担はございません

「決算指導会」期間中に来館された皆様に費用をご負担いただいております。予めご了承ください。

<所得税> 基本金額 2,000円～（1時間、記帳方法やサポート内容に応じる） / 2時間以降 1時間につき2,000円

<消費税> 基本金額 1,000円～（1件、記帳方法やサポート内容に応じる）

※職員のサポートは必要とせず、完成済み書類のお預かりのみの場合は、1件1,000円の返送等手数料ご負担いただきます

※決算申告期は原則として決算申告サポートのみとさせていただきますが、そのほかのサポート（記帳点検等）で来館される場合も上記金額をご負担いただきます

H30年分の確定申告書を青色申告会から提出された方は

決算書、確定申告書 が送付されず、

「確定申告のお知らせ」が送付されます

用紙が必要な方は青色申告会にご用意しております。また、国税庁ホームページから様式をダウンロードできますのでご利用ください



※「確定申告のお知らせ」はがきイメージです

◎ 令和元年分の所得税等の相談・申告書の提出と納税について

【所得税及び復興特別所得税】

令和2年2月17日（月）～**3月16日（月）**【受付】午前8時30分～**午後4時まで**

※ 還付申告の場合は2月17日（月）以前でも行えます

【贈与税】 … 令和2年2月3日（月）～**3月16日（月）**

【個人事業者の消費税及び地方消費税】 … 令和2年1月1日（水）～**3月31日（火）**

◎ 閉庁日の対応について

令和元年分確定申告期間中は、平日（月曜日～金曜日）以外にも、**令和2年2月24日（月）と令和2年3月1日（日）**に限り、「所得税及び復興特別所得税」・「贈与税」・「個人事業者の消費税及び地方消費税」の確定申告書等の作成のアドバイス（電話による相談を除きます）用紙の配布及び確定申告書等の提出の受付を**立川税務署にて行います。**（立川税務署：立川市緑町4番地の2立川地方合同庁舎3階）

※ **青梅税務署では執務を行っておりません。**

※ 会場が混雑している場合には、受付を早めに締め切ることがありますので、お早目にお越しください。

※ 当日は国税の領収及び納税証明書の発行は行っておりません。

※ 納付書で納付される場合は、納付書に金額等をご記入の上、お近くの金融機関で必ず納期限までに納付してください。

◎ 青梅税務署の駐車場はご利用いただけません

令和元年分確定申告期間中、**令和2年2月3日（月）から3月16日（月）**まで青梅税務署の駐車場はご利用いただけません。

青梅税務署へお越しの際は、公共交通機関またはお近くの有料駐車場をご利用ください。

◎ 国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」をご利用ください

①国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では画面の案内等に従って金額等を入力すれば、所得税及び復興特別所得税・個人事業者の消費税及び地方消費税の確定申告書や青色決算書などを作成できます。作成したデータはe-Tax（国税電子申告・納税システム）を利用して提出するほか、プリントアウトして「書面」により提出することもできます。

②国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では「ID・パスワード方式の届出完了通知」に記載されたe-Tax用のID・パスワードを利用してe-Taxを行うことができます（スマートフォン、タブレットからでも利用できます）。「ID・パスワード方式の届出完了通知」の発行は税務署で職員による本人確認を行った上で発行しますので、運転免許証などの本人確認書類をお持ちの上、お近くの税務署にお越しください。

※マイナンバーカード及びICカードリーダライタが普及するまでの暫定的な対応です。

③国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では令和2年1月31日から、スマートフォンとマイナンバーカードでのe-Tax送信が開始されます。

※マイナンバーカードに対応するスマートフォンは公的個人認証サービスポータルサイト（JPKI）で確認できます。又、対応するスマートフォンはICカードリーダライタとしても利用できます。

◎ 平成30年分において電子申告等ご利用の方へは確定申告書等が送付されません

平成30年分において電子申告（電子送信だけでなく、国税庁ホームページ等を利用してパソコンで確定申告書を作成し、書面で提出した場合も含みます）により確定申告を行った方へは、令和元年分の確定申告書等が送付されませんので、引き続き電子申告をご利用願います。

◎ マイナンバー記載のお願い

税務署にご提出いただく申告書については、マイナンバーの記載が必要であるとともに、本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です。

◎ 振替納税・e-Tax（国税電子申告・納税システム）・QRコードでの納付をご利用ください

「所得税及び復興特別所得税」・個人事業者の「消費税及び地方消費税」の納付は、金融機関の預貯金口座から自動的に引き落とされる振替納税や自宅やオフィス等からインターネット等を利用したe-Tax（国税電子申告・納税システム）が便利です。是非ご利用ください。

またコンビニで納付する場合のコンビニ納付用納付書は、自宅等において納付に必要な情報を「QRコード」として作成・出力可能です。

※詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください

◎ 医療費控除について

① 医療費控除の明細書の作成が必要です

医療費の領収書等から「医療費控除の明細書」を作成して添付する必要があります。（領収書等は5年間自宅で保管して下さい）

②「セルフメディケーション税制」について

健康の保持及び疾病の予防への一定の取組（健康診断、予防接種など）を行った方で、特定一般用医薬品等を購入している方は、従来の医療費控除に代えて、セルフメディケーション税制による医療費控除の特例を受けることができます。

◎ 国外財産調書の提出について

令和元年12月31日において、価額の合計額が5,000万円を超える国外財産を有する方は、令和2年3月16日（月）までに「国外財産調書」を提出しなければなりません。

◎ 財産債務調書の提出について

所得税等の確定申告書を提出しなければならない方で、その年分の総所得金額及び山林所得金額の合計額が2千万円を超え、かつ、その年の12月31日において、その価額の合計額が3億円以上の財産又はその価額の合計額が1億円以上の国外転出特例対象財産を有する方は、令和元年分の財産債務調書を、令和2年3月16日（月）までに提出しなければなりません。

青梅税務署より
お知らせ



令和元年度
青梅税務署長納税表彰式



写真左から潮副署長、山崎副署長、山城氏、高野氏、佐藤署長、角田会長、堀口氏、岡野氏、伊藤氏

11月14日（木）、青梅市福祉センターにおいて、青梅税務署主催の管内功労者の方々に対する表彰式が挙行され、本会からは次の方々が各表彰を受けられました。

◎署長表彰受彰者

岡野 隆博 氏 常任理事・秋川支部長 伊藤 賢志 氏 理事・日の出支部長
堀口 修一郎 氏 常任理事・霞支部長 高野 明 氏 常任理事・霞副支部長
山城 康正 氏 理事・福生副支部長

◎署長感謝状受彰者

受彰された皆様おめでとうございます

『税を考える週間』 関連行事が西多摩各地で開催！

「税のひろば」 青梅産業観光まつり

記念講演会

「書道展」イオンモール日の出

11月の『税を考える週間』の関連行事が西多摩各地で開催されました。2日、3日の青梅産業観光まつりでは「税のひろば」において正しい税金に関する知識の広報活動が行われ、8日～10日はイオンモール日の出にて「税を考える週間書道展」が開催され、多くの応募の中から“特賞”など多くの作品が展示されました。19日には「税を考える週間」記念講演会が開催され、佐藤青梅税務署長による講演が行われました。



無料相談室のお知らせ

税理士

12月11日（水）

「相続」「譲渡」「法人成り」など

弁護士

随時受付中

不動産、相続トラブルなど
田中法律事務所

生命保険

随時受付中

1月～3月は休み
保険に入りたいけど、どれに入れればいいの？

ご希望の方は事務局までご連絡ください。

あきる野市産業祭
に出店しました！



11月9、10日に行われました“第25回あきる野市産業祭”に出店し、広報活動の一環として、サッカースマートボールとヨーヨーつりを1回50円で行いました。サッカースマートボール、ヨーヨーつりともに用意した景品を追加する人気で、2日間で1,000名以上の方にご参加いただきました。他にもティッシュ、チラシの配布も行い、青色申告会の広報活動ができました。

この2日間での売上50,150円は、今回の台風15、19号で被災された方のために、あきる野市に20,000円、残りを日本赤十字社を介して全額寄付させていただきます。



日帰りバス旅行in東京

豊洲市場、東京湾ランチクルーズ、東京ソラマチ



10月7、8日に毎年恒例の日帰りバス旅行に行ってきました。最初に2018年に開業した豊洲市場に到着。約70店のプロ御用達のお店が並び「魚がし横丁」でお買物。乾物や漬物などが充実していて、築地で有名な卵焼屋には行列が来ていました。お昼は東京湾ランチクルーズ。ピュッフェ形式での昼食を堪能し、その後は甲板にてクルーズを満喫。海側から見る羽田空港はなかなかない経験でした。最後にスカイツリーの真下にある東京ソラマチへ。2012年にオープンした複合施設で、飲食店から雑貨屋まで約300店が並び、お土産選びには最適。スカイツリーの天望デッキに上られた方もたくさんいらっしゃいました。参加者の方からは「テレビではよく見る豊洲、スカイツリーだけど、実際に見て大きさに驚いた。バスで行ってくれるので楽で楽しかった」とのご感想をいただきました。

渋滞や強風による欠航などありましたが、2日間とも天候に恵まれ、みなさん無事に帰ってこられました。来年も開催予定ですので、今回参加出来なかった方も是非ご参加ください。



退職金の準備を中小機構がお手伝いします

安心 安全 国がつくった

小規模企業共済

こんな悩みにお応えします

年金だけでは不十分で、不安がある

自分で積み増しするには、どんなものがあるの？

中小機構

TEL:050-5541-7171（共済相談室）

小規模共済

検索

申込方法: 青色申告会にて申し込み手続きができます（引き落とし口座の通帳、銀行印をお持ちください）

制度の特長

① 経営者のための
退職全制度

小規模企業の個人事業主（共同経営者を含む）または会社等の役員の方が廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。

② 掛金は
全額所得控除

掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。

③ 受取時も
税制メリット

共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

他にもこんな特徴があります。

契約者貸付けの利用が可能

契約者（一定の資格者）の方は、緊急時や災害時などに事業資金等の貸付けが受けられます。

共済金の受給権は差押禁止

共済金・解約手当金の受給権は、国税等滞納の差押え以外は差押禁止債権として保護されます。

※詳しくは、ホームページまたはパンフレットをご覧ください

